

平成22年度インターネット広告 2万件の監視結果

平成23年6月9日
生活文化局

インターネット上で不当な広告・表示を行った 191の通信販売事業者に改善を指導!

東京都では、平成21年度から、年間2万件のインターネット通販サイトの広告・表示を継続的に調査し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に違反するおそれのある表示が行われていないかどうか監視する事業を行っています。

平成22年度は、健康食品などを中心に調査した結果、**302件(191事業者)**の不当な広告・表示を発見し、それらの表示の修正・削除等を通販事業者に指示又は指導しました。

また、この結果を受け、本日、国及び関連の業界団体等に対して、表示の適正化に向けた対策を推進するよう要望を行いましたので、併せてお知らせします。

1 調査結果の概要

(1) 指導(指示を含む)件数

	不当な広告・表示の件数	指導事業者数
平成22年度	302	191

※平成21年度は、182件(136事業者)の不当な広告・表示に関して、改善指導を行った。

(2) 不当な広告・表示の商品別内訳(平成22年度)

分類	健康食品	石鹸・洗剤	除菌消臭商品	健康美容用具	害虫対策商品	化粧品	その他	合計
件数	100	44	42	30	17	17	52	302

(3) 違反内容別内訳(平成22年度)

違反内容	優良誤認	有利誤認
件数(302件中)	290	58

※優良誤認と有利誤認の両方に違反する広告・表示があるため、合計数は一致しない。

2 事業者指導

2万件の広告のうち、不当表示の疑いのある約1千件を詳細調査の対象とし、調査の結果、実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるおそれがあると認められた広告302件(191事業者)について、通販事業者に対し、表示の修正・削除等の改善を指導した。

※その他に、指導対象とはしなかったが、不当表示につながるおそれがあると認められた広告・表示について、通販事業者に対し、景品表示法の遵守を呼びかける啓発メールを合計451件、送信した。

3 改善指導を行った不当な広告・表示 (別紙「不当な表示内容の例」参照)

○健康食品に強力なダイエット効果があるかのように表示

“新成分の力でお腹の脂肪が胸に移動する”、“たったの2週間で-5kgを実現!?” など
とうたっていたが、合理的な根拠のあるものとは認められなかった
⇒ 優良誤認のおそれ

○“モニター特別価格”… 実はいつでもその価格

“モニター特別価格80%OFF”として商品の値引きを強調。しかし、当該事業者は“定価”とされる価格で販売した事実はなかった ⇒ 有利誤認のおそれ

4 特定商取引法に基づく指導

「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」は、通信販売の広告に、事業者名や住所、電話番号を表示しなければならないことを定めているが、今回の調査の中で、事業者名等が正しく表示されていない広告・表示が散見された。そのため、特定商取引法に基づき、事業者に改善指導を行った。

5 消費者へのアドバイス

- インターネット通販サイトには、非常に優れた商品である、あるいは大変にお買い得であると思わせる広告・表示を行いながらも、実際には販売事業者自身がその合理的根拠を説明できない場合が多く見受けられます。
誇大広告をうのみにしないようにしましょう。
- 事業者名、住所、電話番号をきちんと表示していない通販サイトは、信頼性が低いといえます。事業者名等の表示をよく確認したうえで、通信販売を利用するようにしましょう。

6 販売事業者に対して望むこと

- 景品表示法や特定商取引法などの法令を遵守し、販売事業者として、責任を持って広告・表示を行うこと。
- 仕入れ元などから商品情報を得る際に、広告・表示の根拠となる客観的事実を確認した上で、広告・表示を行うこと。

7 国・業界団体等への要望

- 消費者庁に対し、インターネット上の広告・表示について、景品表示法等に基づく監視・指導を強化するように要望した。
- 社団法人日本広告審査機構、社団法人日本通信販売協会等の業界団体及びインターネット関係事業者に対し、表示の適正化に向けた取組みを強化するよう要望した。

参考 一景品表示法で禁止されている不当表示の概要一

- 優良誤認（第4条第1項1号）
内容について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- 有利誤認（第4条第1項2号）
取引条件について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- その他（第4条第1項3号）
商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

「インターネット広告における不当表示調査」は、「10年後の東京」への実行プログラム2011において、以下の目標・施策に指定し、重点的に実施している事業です。

目標5 「安心できる少子高齢社会の都市モデルを創造する」
施策17 「犯罪から都民を守り、消費生活の安全・安心を実現」

不当な表示内容の例

該当条項	表示内容
景品表示法 第4条第1 項第1号 (優良誤認)	<p>【健康食品1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成分の力でお腹の脂肪が胸に移動する！ ・余分な脂肪を細かく分解してバストまで運ぶことでより効果的にバストアップ！ ・2週間～1ヵ月後には脂肪分解成分が皮下脂肪を血流に乗せバストまで運ぶため、バストがさらに大きく成長すると同時にウエスト、二の腕、顔の脂肪がとれてきます <p>【健康食品2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲んで必ずやせる燃焼系の極致 ・たったの2週間で－5kgを実現！？ ・入浴前に6粒飲むだけで、体内の余分な脂肪が汗となり体外へ排出！ <p>【石鹼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間経ってもニオイ菌が増えない!! ニオイ菌の原因を絶滅させるから!! 加齢臭・汗臭・足のニオイ・たばこ臭 ・たった1回の使用で臭いの元を98%強力消臭！それだけじゃない！なんと使った24時間後も効果が持続！ <p>【洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水自体に洗浄力を持たせた、画期的な洗浄剤です。 ・水分子がバラバラになったクラスターにOH-イオンがくっつくとヒドロキシルイオンになり、界面活性作用を持った水になります。 <p>【除菌消臭商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス、O-157、インフルエンザ対象！ ・誤って飲んでしまった場合でも、胃腸に達する前に有機物と反応して水に戻るため、人体に影響を与えず無害です。 <p>【健康美容用具】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたら勝手に二の腕ガリガリ!! 睡眠時専用二の腕瘦身サポーター ・これを使えば何もしなくても勝手に二の腕が細くなります。 ・加圧マッサージ効果、自動EMS効果、脂肪燃焼効果 ・脂肪がバストに移動して2カップUP!!
景品表示法 第4条第1 項第2号 (有利誤認)	<p>モニター特別価格80%OFF ¥2,980</p> <p>希望小売価格¥62,790のところ94%OFF ¥3,990</p> <p>通常販売価格16,800円が今なら87%OFF</p>

※ 上記は、指導の対象とした表示内容について、わかりやすく一部変更のうえ例示したものである。